

八王子市子ども・子育て支援審議会

第7回 事業部会（学童保育所）

配付資料

（平成26年4月21日）

- 答申（案） ----- 1
- 市立学童保育所の入所基準（案） ----- 7
- 市立学童保育所の保育料（案） ----- 11

【参考資料】

- 厚生労働省令（案）  
「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（仮称）」
- 八王子市学童保育所条例
- 八王子市学童保育所条例施行規則

## 子ども・子育て支援審議会 事業部会(学童保育所)

放課後児童健全育成事業(学童保育所事業)の設備及び運営の基準について国は、学童保育所の質の確保と事業内容の向上を目指し、社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会が平成25年12月25日にまとめた報告書では、集団の規模はおおむね40人、職員を2人以上配置するなどの基準が示されている。

こうしたことから、本市の事業部会では、国の報告書の基準を例に、八王子市が実施している学童保育事業の基準等について、検討を行った。

平成27年度以降、対象児童の拡大を実施する上で、学童保育事業の量の拡充と質の改善を図るため、国の基準を元に、八王子市の実情に応じた基準を次のとおり定め、児童の健全育成の促進に寄与するべく対応されたい。

### 1. 従事する者【従うべき基準】

国

- 放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものと示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。
- 基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当である。
- 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とするのが適当である。
- 児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。

➤常勤指導員 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条「児童の遊びを指導する者」とする。

➤非常勤指導員 原則常勤職員に順ずることが望ましい。

※常勤指導員とは、

1. 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者(ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む)
2. 1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上であるもの。
3. 常態的に継続勤務する者であり、法人の就業規則の一般的適用を受ける者。

## 2. 員数【従うべき基準】

国

○職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当である。  
 ○小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

➤下表のとおり

現状 の 基準	児童数	～20人	21～ 40人	41～ 60人	61～ 80人	81～ 100人	101～ 120人	121～ 140人
	常勤	1	1	2	2	2	2	2
	非常勤	2	2	1	2	3	4	6
指導員計		3	3	3	4	5	6	8

新規 の 基準	児童数	～20人	21～ 40人	41～ 60人	61～ 80人	81～ 100人	101～ 120人	121～ 140人
	集団	1クラス	1クラス	2クラス	2クラス	3クラス	3クラス	3クラス
	常勤	1	1	2	2	3	3	4
	非常勤	1	2	2	2	3	3	4
指導員計		2	3	4	4	6	6	8

## 3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

国

○児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当である。  
 ○放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

➤児童の集団規模を1クラス40人とする。（施設規模ではなく、児童を指導する集団規模）

➤施設の定員については、児童1人当たり1.11㎡として算定された人数とする。

#### 4. 施設・整備【参酌すべき基準】

国

- 専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えることが適当である。
- 事業を実施するに当たっての活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、児童1人当たり1.65㎡以上を確保することを基本とした上で、全体的な質の底上げを図りつつも、現状では、児童1人当たり1.65㎡を満たしていない約25%のクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当である。
- 面積要件の算定の基礎となる「児童数」についても、「児童の集団の規模」と同様、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。
- 放課後児童クラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、そうした専用室・専用スペースの運用も可能とすることが考えられる。
- 体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、静養スペースを設けることが適当である。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

➤施設の定員は児童1人あたり1.11㎡以上とする。

新設・改修する場合は1.65㎡以上とする。

➤施設の定員は児童1人あたり1.65㎡以上とする。ただし、待機児が発生する施設は、1.11㎡以上とする。

※両論併記

➤「児童数」については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数（前年実績）で捉えることとする。

➤学童保育所は、保育を行う専用部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを確保する。

➤体調が悪い時などに休息できる静養スペースを確保する。

➤学童保育所については、建築基準法による規制と消防法による規制を適用する。

## 5. 開所日数【参酌すべき基準】

国

○開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

➤学童保育所の年間の開所日数については、次に定めた開所日の合計とする。開所日「日曜日」「祝日」「1月2日、3日ならびに12月29日から31日まで」以外の日とする。

## 6. 開所時間【参酌すべき基準】

国

○開所時間も開所日数と同様、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考えため、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

➤学童保育所の開所時間は、放課後から18時30分（延長は19時30分）まで、土曜日と三季休業日は8時30分から18時30分（朝延長は8時から。夜延長は19時30分）まで。

➤学童保育所の開所時間は、放課後から18時30分（延長は19時30分まで）土曜日と三季休業日は8時00分から18時30分（朝延長は7時30分から、夜延長は19時30分）まで。

※両論併記

## 7. その他の基準【参酌すべき基準】

国

○「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則（一般原則等）に規定されている事項等を踏まえ、「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当であると整理した。

➤児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の「児童福祉施設の一般原則」を準用

➤職員の一般的要件を準用

➤虐待等の禁止。

➤地域との連携。

➤他事業との連携。

➤非常災害時に必要な設備を設置すること。

➤月1回以上必要な訓練を実施すること。

- 非常災害時、衛生管理、不審者対策、研修、保健指導等の実施（市立学童保育所安全管理ガイドラインに明記すること）
  - 秘密保持に関すること。
  - 苦情処理に関すること。
  - 個人情報保護に関すること。
  - プライバシー保護に関すること。
- 以上について、設備及び運営の基準条例等に明記すること。

## 8. その他の論点

### 国

- 放課後児童クラブの利用手続については、児童福祉法に特段の定めがないため、利用申込先や利用決定機関が市町村となっているところとクラブとなっているところがあり様々である。このような実態を踏まえると、国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当である。
- 利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のような対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。
  - ・ひとり親家庭の児童
  - ・生活保護世帯の児童
  - ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
  - ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
  - ・障害のある児童
  - ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など
- 児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。
- 放課後児童クラブでは、児童の心身の状態、養育の状態について日々の生活の中から観察し、虐待の早期発見に努めることが必要である。被虐待児や養育困難家庭の児童など特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である。このため、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである。

- 市立学童保育所では、小学校6年生までを受入れる。
- 小学校4年生から6年生までの入所については、配慮が必要な児童について審査し受入れる。
- 障害児入所については、入所審査会で協議をし受入れる。
- 小学校4年生以上については、自立度に応じ、入所審査の基準を段階的に設ける。
- 受入れに当たって配慮が必要な児童については、関係機関と協議の上、入所審査会で審査し受入れる。
- 配慮が必要な児童の受入れに際しては、必要な人的配置と物的整備をおこなう。
- 保護者、小学校、中学校、子ども家庭支援センター、児童相談所等関係機関及び地域と連携し運営する。
- 「放課後子ども教室」「放課後等デイサービス」「児童館」等児童の自立度に応じた放課後の居場所が提供できるよう連携・充実を求める。
- 「放課後子ども教室」については、夏休みも含め毎日実施が実現されるよう計画する。

#### その他

- 自己点検、モニタリング、保護者満足度調査を実施し、サービスの向上に努める。
- 市立学童保育所保育料については、6年生までの受入れを前提として、新たな基準を定める。
- 延長保育料については、利用時間に応じた負担とする。

八王子市立学童保育所入所承認基準表(案)

表-1

区分	保 護 者 の 要 件		基準 番号	指数	
	種別	細 目			
1	就労 (就学)	週35時間以上の就労	1	10	
		週30時間以上35時間未満の就労	2	9	
		週25時間以上30時間未満の就労	3	8	
		週20時間以上25時間未満の就労	4	7	
		週15時間以上20時間未満の就労	5	6	
		週12時間以上15時間未満の就労	6	5	
2	疾病等	入院	7	10	
		居宅療 養	常時病臥、医療券保持者	8	10
			一般療養(週3日以上)の通院を常態)	9	8
			一般療養(週1~2日)の通院を常態)	10	7
			一般療養(上記以外)	11	6
		精神性 疾患	精神障害者保健福祉手帳1・2級、自立支援医療証保持者	12	10
			精神障害者保健福祉手帳3級、精神疾患とわかる診断書	13	9
		心身障 害	心身障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度	14	10
			心身障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度	15	8
		3	常時介護 を必要と する場合	心身障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度	16
週5日以上)の入院者、施設通所者の付添等	17			9	
一部介護 を必要と する場合	心身障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度		18	8	
	週3日以上)の入院者、施設通所者の付添等		19	7	
上記以外の看護 (自宅療養含む)			20	6	
4	出産	出産等	21	5	
5	求職	求職中のもの	22	4	
6	不存在	父母ともに死亡・行方不明・拘禁等	23	11	



別表2		学童保育所優先入所承認者
類型	番号	細目
優先入所	1	入所基準の他に市長が必要と認めた児童
	2	子ども家庭支援センター・児童相談所からの通知があり、市が必要と判断した児童
	3	前年度加配対象で、次年度施設判断で加配が必要となる児童

\* 優先入所者同士の入所者決定は、優先入所番号順で決定する。優先順位が同順位の場合は指数で判定する。

別表3		学童保育所入所選考基準指数調整表
類型	番号	細目
指数調整	1	1年生は表中指数に1点加算する
	2	ひとり親家庭は表中指数に1点加算する

別表4		同一指数世帯の優先順位表
優先順位	細目	
1	学童の監護ができる祖父母がいない者	
2	低学年順	
3	両親不存在	
4	ひとり親家庭	
5	単身赴任世帯	
6	障害がある児童	
7	生活保護受給世帯	
8	要件の種別	
9	午後1時以降の就労時間の長短	
10	1ヶ月の就労日数の長短	
11	帰宅時間が遅い順	
12	1週間の総労働時間の多い順	

\* 療養要件の者を優先とし、就労、看護に関しては優先順位7位以下の事項で判断する。

\* 保護者(父親と母親)の指数が同じ場合は、優先順位6の要件が低い方の保護者を適用する。同位の場合は、更に10、11、12、13の順に、要件が低い方の保護者を適用する。

別表1

八王子市学童保育所入所承認基準表(現行)

保護者の状況			基準 番号	指数		
種別	細目					
1	不存在	父母共に死亡、行方不明、拘禁中等	10	10		
2	疾病等	出産	20	6		
		疾病	居宅内	常時病臥	23	10
				精神性疾患	24	10
				一般療養(週3日以上)の通院を常態	25	8
				一般療養(週1~2日)の通院を常態	26	7
			一般療養(上記以外の一般療養)	27	6	
			心身障害	心身障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度	28	10
		心身障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度	29	8		
3	就労	居宅外	常勤(月20日以上)	日中7時間以上の就労を常態	11	10
			非常勤(月12日以上20日未満)	日中4時間以上7時間未満の就労を常態	12	9
		居宅内	自営	日中7時間以上の就労を常態	13	8
				日中4時間以上7時間未満の就労を常態	14	7
	内職(月20日以上)		日中7時間以上の就労を常態	15	9	
			日中4時間以上7時間未満の就労を常態	16	8	
	4	看護	常時介護を必要とする場合、週5日以上)の入院、施設通所等付添(心身障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、要介護4・5程度)	31	10	
			一部介護を必要とする場合、週3日以上)の入院、施設通所等付添(心身障害者手帳3・4級、愛の手帳3・4度、要介護2・3程度)	32	8	
上記以外の看護(自宅療養含む)			33	6		
5	求職	求職のため日中外出を常態	41	5		
6	その他	前各号に掲げるものの他明らかに児童の監護が出来ない場合	51	1		

- ※ 1年生は表中指数に1点を加算する。
- ※ 母子、父子家庭の場合は表中指数に1点を加算する。
- ※ 児童福祉施設等学童を監護できる施設に入所している場合は、入所承認数に余裕がある時に限り入所を承認する。
- ※ 父母がいない場合でも、現に児童の監護をする者を保護者とみなす。
- ※ 居宅内とは、同一敷地内又は同一敷地内程度の範囲に就労場所がある場合をいう。
- ※ 自営の場合でも、通勤を要する場合で月20日以上就労の場合は居宅外就労扱いとする。
- ※ 就学、技能習得等のために現に児童の監護ができない場合は就労に準ずる。

別表2

優先順位表

順位	就労等の状況
1	学童の監護ができる祖父母がいない者
2	低学年順
3	要件の種別
4	午後1時以降の就労時間の長短
5	1ヶ月の就労日数の長短
6	帰宅時間が遅い順
7	1ヶ月の総労働時間の多い順

- ※ 優先順位3については両親不存在、療養要件の順に優先とし、就労、看護に関しては優先順位4位以下の事項で判断する。
- ※ 保護者(父親と母親)の指数が同じ場合は、優先順位3の要件が低い方の保護者を適用する。同位の場合は、更に、4、5、6、7の順に、要件が低い方の保護者を適用する。

●入所決定の流れ

1. 学年を問わず、別表 2 に定める優先入所者を承認決定する。
2. 1 年生から 3 年生までの児童を、基準表 1、別表 3、別表 4 に従って入所決定する。
3. 4 年生から 6 年生は、上記 1. 2 の結果、定員に空きがある場合に入所決定する。

## 市立学童保育所保育料について

### ●国が示した経費の負担割合

国 1/6	都 1/6	市 1/6	⇒ 公費負担
保護者 1/2			⇒ 受益者負担

### ●国が示した経費の負担割合を遵守した場合の保育料(試算)

(単位:円)

歳出(経常経費)項目	平成24年度決算	平成25年度予算	平成26年度予算
運営費(郵便料、口座振替手数料、その他事務費)	5,258,453	9,877,000	7,893,000
施設管理費(公共料金、土地建物賃借料、施設維持工事費等)	41,189,034	55,261,000	51,865,000
指定管理(指定管理料、経理状況調査)	1,619,751,900	1,760,260,000	1,800,087,000
合計	1,666,199,387	1,825,398,000	1,859,845,000
上記の 1/2 (国が示した保護者負担割合)	833,099,694	912,699,000	929,922,500
施設定員(年度当初)	5,987	6,182	6,199
国が示した保護者負担割合に基づく保育料(月額)	11,596	12,303	12,501
実際の保育料(月額)	7,000	7,000	7,000
差額	△ 4,596	△ 5,303	△ 5,501

※ 新制度移行後(27年度以降)は職員配置基準の変更により、25人程度の職員の増(入所人員に変動がないと仮定)が見込まれ、現在の各指定管理者の人員費単価を勘案すると、1億4千万円程度の経費増が見込まれる。これを反映させると月額13,400円程度となる。

## ●平成27年度以降の市立学童保育所保育料の考え方(案)

市立学童保育所の保育料は、現在月額7,000円である。新制度への移行に伴い、国の示した枠組みで保育料を算出した場合は、上記のとおり現在の2倍近い金額となる。

市には、公の施設の受益者負担金として応益負担を求めるべきとの立場がある一方で、子育て世帯の負担軽減を考慮しなければならない立場がある。このため、保育料の改定(増額)を行う場合には、国が示した負担割合を基本としつつ、子育て世帯の負担軽減を考慮しながら金額を決定していく。また、同一世帯で2人以上の入所者がいる場合には、世帯の負担軽減を図るため、現在も実施している2人目以降の保育料の減額は継続していく。

### 【参考】保護者負担率別の月額保育料(平成27年度見込みベース)

経常経費			負担率	保護者負担 (年額)	施設定員	保育料 (月額)
平成26年度予算	経費増見込額	計				
1,859,845,000	137,150,268	1,996,995,268	50.00%	998,497,634	6,199	13,423
			45.00%	898,647,871		12,081
			40.00%	798,798,107		10,738
			37.25%	743,880,000		10,000
			35.00%	698,948,344		9,396
			33.52%	669,492,000		9,000
			30.00%	599,098,580		8,054
			29.80%	595,104,000		8,000
			25.00%	499,248,817		6,711
			20.00%	399,399,054		5,369

※ 平成24年度決算ベースの保護者負担率は18.7%(各月の免除対象者数:概ね1,000名、全体の20%程度)

⇒ 入所人数や保育料免除の状況により、保護者負担の総額が下がるため、実際の決算では上記よりも負担率は下がる。

### 【参考】近隣各市の保育料の状況

保育料(育成料)と間食費(おやつ代)が別に設定されている自治体が多く一概に比較はできないが、保護者負担の総額は概ね5,000円から7,000円程度の自治体が多い。(都内26市の最高額は応能負担を導入している小金井市の最高額9,000円)

## ●延長保育にかかる利用料金の考え方(案)

延長保育にかかる利用料金については、従来から「あり方検討会」等にかかる経費に比して安すぎるとの指摘があることから増額を検討したい。金額については、延長保育を行う職員の人件費相当額を賄うもの(指導員1人当たり時給換算で1,000～2,000円程度)としたいが、就労等でどうしても延長保育が必要な世帯の事情を勘案した場合、大幅な金額の改定は理解を得るのが難しいため、日を単位とした利用については単価を据え置き、月又は小学校の休業期間を単位とした利用の場合の金額について引き上げを検討する。

利用区分		現在の利用料	移行後の利用料	
月を単位とした利用	午後6時30分から午後7時まで	2,000円	引き上げを検討	
	午後6時30分から午後7時30分まで	3,000円	引き上げを検討	
日を単位とした利用	午前8時から午前8時30分まで	200円	据え置き	
	午後6時30分から午後7時まで	300円	据え置き	
	午後6時30分から午後7時30分まで	500円	据え置き	
小学校の休業期間を単位とした利用	夏季休業期間	午前8時から午前8時30分まで	1,500円	引き上げを検討
	冬季休業期間	午前8時から午前8時30分まで	500円	引き上げを検討
	春季休業期間	午前8時から午前8時30分まで	500円	引き上げを検討

## ●保育料への応能負担(保護者の所得に応じた金額設定)の導入について

保育所の保育料のように、保護者の所得に応じた保育料の金額設定については、「公の施設の受益者負担金」(使用料)として保育料を徴収している学童保育所にはそぐわない。(施設の目的、性質は違うが、同じように「受益者負担金」として徴収している、体育館の使用料やテニスコートの使用料等については、応能負担の考え方が無い。)

別に定める減免規定により、低所得者対策を図っていく。

※ 仮に応能負担を導入した場合、システムで管理するためのシステム改修(総合税システムとの連携等)にかかる経費が、数百万から数千万円の単位でかかってしまい、事業にかかる経費がさらに膨らむ結果となる。

## ●減免規定の見直しについて(案)

現在の取り扱いでは、下記のとおり「免除」を適用している。

しかし、応益負担の考え方から、「免除」は学童保育所の利用者と非利用者間に不平等が生じないように配慮する必要がある。

おやつが支給されない「放課後子ども教室」(参加費無料:保険料のみの負担)の参加者との応益の違いに配慮する観点から、教育委員会の就学援助制度に該当する世帯について、従来の「免除」を改め「減額」措置への変更を検討する。減額幅については、教育委員会の就学援助制度に該当する家庭への支援の必要性を十分に考慮する。

区 分	現在の取り扱い	移行後の取り扱い(案)
生活保護世帯	免除	免除
<b>教育委員会の就学援助制度に該当する世帯</b>	免除	<b>「減額」への変更を検討</b>
月の全日数を欠席した場合	免除	免除